

役員の定年に関する規程

(目的)

第1条 公益財団法人日本体操協会（以下、「本会」という）の定款第27条に基づく役員の就任時における年齢制限並びに任期を次のように定める。

(会長の任期)

第2条 会長の任期は、1期2年とし4期（8年）までとする。特別の事情あるときは、1期延長することができる。

(役員の定年と任期)

第3条 役員の就任時における年齢は、70歳未満とする。ただし、改選時まで役員として在任していたものについては、1期2年を限度として再任を妨げない。なお、理事の在任期間は最長で連続5期（10年）までとし、再任期間は2期（4年）を開けるものとする。また、継続的な任務遂行のため、会長職については就任時の年齢を問わず選任することができる。

(規程の変更)

第4条 この規程は、評議員会の決議により、改廃することができる。

(適用範囲)

第5条 この規程は、本会の加盟団体には適用しない。

附則

この規程は、公益財団法人日本体操協会の設立の登記の日から施行する。

平成 25 年 3 月 17 日 制定

令和 4 年 3 月 27 日 改定・施行

令和 7 年 3 月 14 日 改定・施行